

高圧ガス：容器ラベルの供給者情報について

一般社団法人日本産業・医療ガス協会
環境・安全委員会 化学品安全部会

産業用又は業務用に製造された高圧ガス/化学品を供給する時は、高圧ガス容器若しくは包装には規定するラベル要素等を印刷するか、又はラベル要素等を印刷したラベルを貼付することが求められています。次の事例に沿った対応をしてください。

1. 周知

労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法及び化学物質排出把握管理促進法で指定された高圧ガス/化学品を譲渡・提供する時に、SDSの提供やラベル表示が義務化されている。

高圧ガスの容器ラベルには、上記法令及びJIS Z 7253:2025により、次の事項を記載/表示しなければならない。

- ① 危険有害性を表す絵表示
- ② 注意喚起語
- ③ 危険有害性情報
- ④ 注意書き
- ⑤ 化学品の名称
- ⑥ **供給者を特定する情報**
- ⑦ その他国内法令によって表示が求められる事項

2. 背景

アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン等は義務対象物質でしたが、2026年4月1日より、酸素、窒素、アルゴン、二酸化炭素等が**努力義務物質から義務対象物質に移行**します。



一方、酸素、窒素、アルゴン、二酸化炭素等の高圧ガス容器ラベルの多くは、充填事業者（製造者）に関する情報（名称、住所、電話番号）を記載して、危険有害性情報に関する供給先（使用者）からの問合せに対応しています。また、国内の供給体制は、製造/充填事業者はかなり集約されており、供給/販売事業者に比べてかなり少ない。（※ 1つの製造者から、かなり多くの販売事業者を通じて供給している）

3. 事例

充填事業者(製造者) ⇒ 供給者 A ⇒ 供給者 B ⇒ 供給者 C ⇒ 供給先(使用者)



※ 供給者 C : 供給先(使用者)への販売窓口

<事例 I>

酸素ガス   危険		<ul style="list-style-type: none"> 酸化性物質: 発火又は火災助長のおそれ 高压ガス: 熱すると爆発のおそれ 	使用前に安全データシート「酸素ガス」を必ず読むこと。 このガスは工業用ガスであり、医療用など目的以外の用途には使用しないこと。
充填圧力 14.7MPa(35°C)	充填年月 ○○○○	【安全対策】・衣類及び可燃物から遠ざけること。 ・バルブや付属品にはグリース及び油を使用しないこと。 【応急処置】・火災の場合:安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。 【保管】・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 【廃棄】・内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に問い合わせること。	
販売者 ○○○○株式会社 住所:..... Tel:.....		指針番号	122
製造者 ○○○○株式会社 住所:..... Tel:.....		国連番号	1072

※ 販売者情報:供給者 C

<事例 II>

酸素ガス   危険		<ul style="list-style-type: none"> 酸化性物質: 発火又は火災助長のおそれ 高压ガス: 熱すると爆発のおそれ 	使用前に安全データシート「酸素ガス」を必ず読むこと。 このガスは工業用ガスであり、医療用など目的以外の用途には使用しないこと。
充填圧力 14.7MPa(35°C)	充填年月 ○○○○	【安全対策】・衣類及び可燃物から遠ざけること。 ・バルブや付属品にはグリース及び油を使用しないこと。 【応急処置】・火災の場合:安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。 【保管】・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 【廃棄】・内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に問い合わせること。	
製造者 ○○○○株式会社 住所:..... Tel:.....		指針番号	122
		国連番号	1072

販売者 ○○○○株式会社 住所:..... Tel:..... ※使用中は絶対に剥がさないでください	(注) 危険有害性情報、絵表示等を記載したラベルに加えて、 『供給者 C』 に関する情報(名称、住所、電話番号)を 記載したラベルを別途作成/貼り付ける
---	---

『供給者 C』に関するラベルは、供給先(使用者)に納入する直前に、予め関係者間で取り決めた事業者が貼付けて納入、高压ガス使用後に容器回収～充填開始前までに剥がすことが望ましい。

※ 次回納入時に誤った供給者情報を表示することを防止するために予め剥がしておく

高压ガスの安全は、皆さまの適切な容器管理、丁寧な取扱によって担保されています。

以上